

小規模多機能ホーム 見分けの森 利用料金表

1 か月あたりの自己負担額 (①+②+③)						
		1 割負担	2 割負担	3 割負担		
① 基本 利用 料金	要支援 1	¥3,450	¥6,900	¥10,350		
	要支援 2	¥ 6,972	¥13,944	¥20,916		
	要介護 1	¥ 10,458	¥20,916	¥31,374		
	要介護 2	¥ 15,370	¥30,740	¥46,110		
	要介護 3	¥ 22,359	¥44,718	¥67,077		
	要介護 4	¥ 24,677	¥49,354	¥74,031		
	要介護 5	¥ 27,209	¥54,418	¥81,627		
② 各種 利用 料金	報酬項目				加算額	
	初期加算		(初回利用日から起算して 30 日以内)		30 円/日	
	認知症加算 (Ⅲ)		主治医意見書により、認知症高齢者日日常生活自立度 (Ⅲ) の判定を受けた場合、またはサービス担当者会議において、(Ⅲ) 以上と認められた場合		760 円/月	
	認知症加算 (Ⅳ)		主治医意見書により、認知症高齢者日日常生活自立度 (Ⅱ) の判定を受けた場合、またはサービス担当者会議において、(Ⅱ) 以上と認められた場合		460 円/月	
	看護職員体制加算		常勤の看護師を 1 名以上配置した場合		900 円/月	
	サービス体制強化加算 (Ⅰ)		介護福祉士取得している職員 勤続年数 10 年以上の総数が 25% 以上		750 円/月	
	総合マネジメント体制加算		総合相談・多職種協働により利用者主体で在宅生活の継続が出来るようにマネジメントを行う		1, 200 円/月	
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		介護ロボットや ICT 等使用し、利用者の安全並び介護サービスの質を確保している		10 円/月	
	科学的介護推進体制加算		利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している		40 円/月	
	看取り連携加算		看取り期におけるサービス提供と取り組みに対しての加算【死亡日を含め 30 日が上限】		64 円/日	
	中山間地域小規模加算		厚生労働省が定める地域に所在する事業所		10.0%/月	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		経験能力のある介護職員事業者内で一定割合以上配置		14.9%/月		
③ 介護 保険 料外 料金	食事代 (光熱費を含む)		宿泊代	オムツ代	趣味活動費	その他
	朝食	350 円/日	1800 円/日 (光熱費含)	実費	実費	日常生活に必要なものは実費
	昼食 (おやつ含)	690 円/日				
	夕食	540 円/日				